

三、依照所得稅法第17條之規定，納稅義務人及其配偶之同胞兄弟姐妹合於下列條件之一者，每年每人得減除其扶養親屬免稅額：

- (1) 未滿20歲者；
- (2) 已滿20歲，因在校就學受納稅義務人扶養者；
- (3) 已滿20歲，因身心殘障受納稅義務人扶養者；
- (4) 已滿20歲，因無謀生能力受納稅義務人扶養者。

本人及本人配偶之同胞兄弟姐妹合於上列規定條件者，計有： 人

姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件	姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()

四、依照所得稅法第17條之規定，納稅義務人之其他親屬或家屬，合於民法第1114條第4款及第1123條第3項之規定，未滿20歲，或滿20歲以上而因在校就學、身心障礙或無謀生能力，確係受納稅義務人扶養者，每年每人得減除其扶養親屬免稅額。

本人之其他親屬或家屬合於上列規定條件者，計有： 人

姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件	姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()

附註：民法第1114條：左列親屬互負扶養之義務：

- 一、直系血親相互間。
- 二、夫妻之一方與他方之父母同居者其相互間。
- 三、兄弟姐妹相互間。
- 四、家長家屬相互間。

民法第1123條：家置家長：

同家之人除家長外均為家屬。

雖非親屬而以永久共同生活為目的同居一家者視為家屬。

薪資受領人

填報日期

(簽章)